

第39回全日本ジュニア障害馬術大会 2015 大会案内

【正式な実施要項については日本馬術連盟ウェブサイトにて別途発表予定】

平成 27 年 1 月 23 日付発表

1. 期日 平成 27 年 7 月 30 日 (木) ～ 8 月 2 日 (日)

2. 会場 御殿場市馬術・スポーツセンター
静岡県御殿場市仁杉 1415-1

3. 競技種目および日程

第1日目 (7月30日)

フレンドシップ競技

I H 130cm 以下

II H 120cm 以下

III H 110cm 以下

第2日目 (7月31日) ※スピードアンドハンディネス競技

第1競技 ヤングライダー障害飛越競技 (スピードアンドハンディネス中障害B)

基準 C 239 条 263 条

H125cm 以下 W150cm 以内 水濠 350cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第2競技 ジュニアライダー障害飛越競技 (スピードアンドハンディネス中障害C)

基準 C 239 条 263 条

H115cm 以下 W140cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第3競技 チルドレンライダー障害飛越競技 (スピードアンドハンディネス中障害D)

基準 C 239 条 263 条

H105cm 以下 W130cm 以内 15 障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする。

第3日目 (8月1日) ※標準競技

第4競技 ヤングライダー障害飛越競技 (中障害 B)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以下

第5競技 ジュニアライダー障害飛越競技 (中障害 C)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第6競技 チルドレンライダー障害飛越競技 (中障害 D)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第4日目 (8月2日)

第7競技 ヤングライダーカップ (中障害B)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 10 障害以下

※ 5 頭以下のエントリーの場合、競技を取りやめる場合がある

第8競技 ジュニアライダーカップ (中障害C)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 10 障害以下

※ 5 頭以下のエントリーの場合、競技を取りやめる場合がある

第9競技 チルドレンライダーカップ (中障害D)

基準 A 238 条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 10 障害以下

※ 5 頭以下のエントリーの場合、競技を取りやめる場合がある

第10競技 JOCジュニアオリンピックカップ／ヤングライダー障害飛越選手権

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H130cm 以下 W150cm 以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以下

第11競技 ジュニアライダー障害飛越選手権

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H120cm 以下 W140cm 以内 分速 350m 13 障害以下

第12競技 チルドレンライダー障害飛越選手権

基準 A 238 条 2.2 (ジャンプオフは基準 A で行う)

H110cm 以下 W130cm 以内 分速 350m 13 障害以下

【選手権競技 出場人马決定方法】

- (1) 第 10 競技から第 12 競技の出場権については、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**各上位 60%**(第 2 日目の第 1 競技から第 3 競技の出場数に基づく)の選手が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、選手権競技の出場権はない。
- (2) 順位点は、第 1 位を 1 点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、スピードアンドハンディネス競技、標準競技の点数を出場人马ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- (3) 選手権競技に複数の馬匹で出場権を得た人馬は、出場馬 1 頭を宣言しなければならない。なお、宣言外の馬匹は選手権競技に出場できない。

【ライダーカップ競技の出場について】

選手権競技に出場しない人馬が出場できる。また、いずれの予選競技(スピードアンドハンディネス競技ならびに標準競技)ともに失権した人馬は出場することができない。

4. 参加資格

- (1) 選手は、申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格 B 級以上の取得者であること。
- (2) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
ヤングライダーに参加できる選手は、満 16 才に達する暦年の始めから満 22 才に達した年の終わりまでとする。(1993 年 1 月 1 日生まれから 1999 年 12 月 31 日生まれの者)
- (3) ジュニアライダーに参加できる選手は、満 14 才に達する暦年の始めから満 18 才に達した年の終わりまでとする。(1997 年 1 月 1 日生まれから 2001 年 12 月 31 日生まれの者)
- (4) チルドレンライダーに参加できる選手は、満 10 才に達する暦年の始めから満 16 才に達した年の終わりまでとする。(1999 年 1 月 1 日生まれから 2005 年 12 月 31 日生まれの者)
- (5) 出場グレード(ヤング/ジュニア/チルドレン)は、大会期間を通じて変更できない。
- (6) 平成 26 年 6 月 30 日から平成 27 年 6 月 28 日までに開催された、異なる 2 つ以上の公認競技会において、本大会に出場するグレードと同等もしくはそれ以上の認定種目で、**総減点 4 以内**で 3 回以上完走していること。なお、完走実績は、同一人馬の組み合わせとする。ただし、スピードアンドハンディネス競技は実績の対象とはしない。
- (7) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

5. 参加条件

- (1) 全参加頭数は、およそ 230 頭とする。
- (2) 選手の出場は、1 競技につき一選手 3 頭までとし、グレードを重複して出場できない。ただし、申し込み頭数が 230 頭を越える場合は制限することがある。
- (3) 第 1 競技と第 4 競技、第 2 競技と第 5 競技、第 3 競技と第 6 競技は、各々同一人馬が出場しなければならない。
- (4) 馬匹の出場は、グレードを重複して出場できない。

6. 海外強化合宿

- (1) 本大会における各選手権競技の上位入賞者 3 名を、平成 27 年度海外強化合宿に派遣する予定(一部個人負担有り)。
- (2) 本大会終了後、対象者に参加の意志確認を行い、派遣選手最大 9 名を決定する。なお、対象者が辞退した場合は、順次繰り上げて参加意思確認を行なう。
- (3) 派遣期間については、ヤングおよびジュニアライダーは本年 8 月下旬から 9 月上旬、チルドレンライダーは 2016 年 3 月頃に各 1 週間程度を予定しており、貸与馬によるトレーニング等を行う。
- (4) 準備の都合上、渡航手続き時に有効なパスポートを取得している者とする。